

湖北水道企業団告示第 13 号

湖北水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、湖北水道企業団人事行政の運営等の状況について、下記のとおり公表します。

平成 26 年 10 月 31 日

湖北水道企業団  
企業長 今泉 文彦

記

1 職員の任免および職員数

(1) 採用・退職者数

ア 採用者数（人）（平成 26 年 4 月 1 日採用）

区 分	人 数
一般事務職	0
技 術 職	0
合 計	0

区 分	人 数
再任用短時間勤務職員	1

イ 退職者数（人）（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

区 分	定年	勸奨	普通	合計
事務職員	1	0	1	2
技術職員	0	0	0	0
その他の職員	0	0	0	0
合 計	1	0	1	2

(2) 職員数（人）

区 分	H25. 4. 1	H26. 4. 1	対前年増減数
事務職員	16	14	- 2
技術職員	10	10	0
その他の職員	0	0	0
合 計	26	24	- 2

区 分	H25. 4. 1	H26. 4. 1	対前年増減数
再任用短時間勤務職員	0	1	1

(3) 採用試験

職員採用試験（平成 26 年度採用）は実施しませんでした。

2 職員の給与（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(1) 平均給料月額・平均年齢

区 分	平均給料月額	平均年齢
企業職（一）	336,185 円	48 歳 5 月
企業職（二）	—	—

※全会計の職員を対象に算出。再任用短時間勤務職員を除く。

(2) 経験年数別・学歴別平均給料月額

区 分		経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年～20 年	経験年数 20 年～25 年	経験年数 25 年～
企業職 （一）	大学卒	—	—	—	379,833 円
	高校卒	—	—	—	369,002 円

※全会計の職員を対象に算出。再任用短時間勤務職員を除く。

(3) 初任給

区 分		平均給料月額
企業職 （一）	大学卒	172,200 円
	高校卒	140,100 円

(4) 主な職員手当

ア 期末・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分 (0.65)	0.675 月分 (0.325)
12 月期	1.375 月分 (0.8)	0.675 月分 (0.325)
合 計	2.600 月分 (1.45)	1.350 月分 (0.65)

※（ ）内は、再任用短時間勤務職員

イ その他の手当

区 分	内 容
管理職手当	管理又は監督の地位にある職のうち企業団規程で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給
住居手当	月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給
通勤手当	通勤距離が 2 km 以上で交通機関、自動車等を利用して通勤している職員に支給
特殊勤務手当	危険、不快、不健康、又は困難な勤務等に従事する職員に対して支給
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した職員に対して支給
退職手当	茨城県市町村総合事務組合の退職手当条例に基づき、給料、勤務年数等に応じて計算し支給

(5) 特別職の報酬等

区 分	年 額	
企業長	給	60,000 円
副企業長	料	55,000 円
議 長	報 酬	55,000 円
副議長		52,000 円
議 員		50,000 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間（平成 26 年 4 月 1 日現在）

一般的な勤務時間

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
8 時 30 分	17 時 15 分	12 時から 13 時まで

※配水場勤務に従事する職員の休憩時間は 11 時 30 分から 12 時 30 分まで又は 12 時 30 分から 13 時 30 分まで

(2) 休暇（平成 25 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

企業職の年次休暇

付与日数	1 月 1 日を基準として 20 日（前年の繰越は 20 日の範囲内で残日数）
平均取得日数	15.6 日
平均取得率	42%

(3) 育児休業の取得者数（人）（平成 25 年度新規取得者）

区 分	取得者数	育児休業期間別の内訳			
		6 月以下	6 月～1 年	1 年～2 年	2 年～3 年
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分状況（平成 25 年度）

(1) 分限処分者数（人）

処分事由	降任	免職	休職	降給
心身の故障	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（人）

処分事由	戒告	減給	停職	免職
道路交通法違反 (その他)	0	0	0	0

5 職員の服務

職員の服務については、地方公務員法第 30 条に根本基準が定められているほか、次のような職務上の義務や制限が課されています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

6 職員の福祉および利益の保護

(1) 厚生福利制度

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合は、相互扶助の精神によって組合員とその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目指す組織です。病気・ケガ等に対して必要な医療を給付し、組合員の退職、障害、死亡の際に年金を給付します。健康保持増進事業や、住宅資金等の貸付なども実施しています。

(2) 利益の保護（平成 25 年度）

区 分	申立て件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申し立て	0

7 職員の勤務成績の評定および研修

(1) 人事評価

一般行政職と異なる企業職員の人事評価については、各公営企業においても現在模索中であり、他の団体の動向を見守りながら今後確立していく状況にあります。また、昇格については、昇格試験を導入し試験結果を基に適正な評価を行っております。

(2) 主な職員研修（人）（平成 25 年度）

研 修 名	受 講 者	人数
各種講習会等派遣研修	担当職員	33
視察研修	担当職員	18
第 1 回評価者研修	課長職以上の職員	7
第 2 回評価者研修	課長職以上の職員	4
被評価者研修	課長補佐職以下の職員	20
第 1 回法務研修	担当職員	6
第 2 回法務研修	担当職員	4
第 3 回法務研修	担当職員	4
第 4 回法務研修	担当職員	3
第 5 回法務研修	担当職員	1